

平成24年1月28日

佐賀県警小城警察署交通課 御中

(協) 日本接骨師会会員

長崎日接会

会長



交通事故患者に対する柔道整復師診断書妨害防止の要望

【要望の趣旨】

交通事故患者に対する柔道整復師（以下「整復師」という）作成診断書について、これが非医師診断書という理由で無視・否定・妨害する事の無いよう周知徹底を賜りますようお願いいたします。

【要望の理由】

交通事故患者といえども医療選択の自由があることは言を待ちません。この中に整復師医療があることも同様です。この度、貴署で別添の様な事件が発生しました。事件の概要を見るとおり、意識の高い整復師による懸命な取り組みのもとによりやく関係各位の注意が進み、次第に患者と整復師に対する問題の重大性が理解され本来の適正取り扱いが回復したものです。そこで、今後の同様問題（受診妨害・営業妨害・名誉毀損の惹起）の再発防止のための周知徹底が求められます。

なお、本件問題については、平成10年1月20日に（協）日本接骨師会・登山勲会長が県警本部交通指導課を訪問懇談し整復師診断書取り扱いについては理解を頂いていたにもかかわらず本件事件が再発したことは、貴課の管理体制に疑問を生じるものです。今般を願みて、改めて交通事故患者に対する整復師診断書の根本的・本質的理解に尚一層の注意を求めるものです。

参考までに、関連の判例時報や他県警の通知等を同封しますので熟読され今後の適正な取り扱いに務めて頂きますようお願いいたします。

尚、行政手続法に則り速やかにご回答頂きますようお願いいたします。

小警交発第18号

平成24年2月10日

(協) 日本接骨師会会員長崎日接会

会長 ○ ○ 殿

小城警察署長

交通通事故における柔道整復師診断書の取扱いについて(回答)

貴会より提出されました「交通事故患者に対する柔道整復師診断書妨害防止の要望」(平成24年1月28日付)については、下記のとおり回答します。

記

この度、当署で取り扱った交通事故に関して、事故当事者が提出した柔道整復師○整骨院○氏の作成にかかる診断書を受理しなかったことについて、誠に遺憾であると考えております。

従前から柔道整復師作成の診断書について、適正に受理するよう職員に対して指導を行ってきたところでありますが、今後更に指導を徹底し診断書を適正に取り扱うこととし、適正な交通事故捜査に努めてまいります。